

## 報告第1号

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償額の決定の報告及び承認について  
上記の報告をする。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した損害賠償額の決定の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年1月24日、損害賠償額の決定について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

### 損害賠償額の決定について

- 1 賠償の金額 金1,200,000円也
- 2 賠償の相手 区に対し、ドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)等被害者支援措置申出者である都内在住の女性及びその子
- 3 賠償の理由 平成23年6月27日、DV等被害者支援措置申出者の戸籍の附票の写しを区が誤って発行したことにより、DV加害者に申出者の現住所地が知られることとなった。  
申出者の身の安全確保を図るべく速やかな住居の移転が必要となったため、移転に係る費用を賠償する。